

感染症と出席停止期間の基準 （学校保健安全法施行規則第 18、19 条）

分類	病名	出席停止の基準
第Ⅰ種	＊Ⅰ	治癒するまで
第Ⅱ種	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日(幼児は 3 日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
○病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。(学校保健安全法施行規則第 19 条第 1 項第 2 号)		
第Ⅲ種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 ＊2	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第Ⅲ種の感染症として緊急時に措置を取ることができる。

* 1 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ

* 2 感染症胃腸炎(ノロ、ロタ、アデノウイルス感染症)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、RS ウイルス感染症、手足口病など。